

ともえ学園（障害者支援施設）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

令和6年6月1日変更

1 サービスを提供する事業者

法人名称	社会福祉法人 ともえ会
法人所在地	広島県三次市栗屋町11664番地
法人代表者氏名	理事長 添田龍彦
法人電話番号	0824-62-1210
法人設立年月日	昭和47年11月7日

2 利用事業所

事業所の種類	指定障害者支援施設
事業所の名称	ともえ学園
事業所番号	広島県 第3411950078号
事業所の指定日	平成22年4月1日
事業所の所在地	広島県三次市西河内町10250番地
事業所の電話番号	0824-62-5130
事業所のFAX番号	0824-62-1934
事業所のメールアドレス	tomoe@pl.pionet.ne.jp
事業所の管理者	園長 高田孝康
事業所の主たる対象者	知的障害者
事業と定員	施設入所支援事業：70名 生活介護事業：70名 短期入所事業：2名
開設年月日	昭和61年4月1日

3 サービスの目的・運営方針

(1) 目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定障害福祉サービスの提供を行う。

(2) 運営方針

- ①利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行う。
- ②利用者の必要なときに必要な指定障害福祉サービスの提供が出来るよう努力する。
- ③地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者
その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ④「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日広島県条例第64号）に定める内容のほか関係法令を遵守する。

4 施設の概要

当施設では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以下の施設、設備を設置しています。

(1) 施設

建 構 造	鉄筋コンクリート造	1 階建
物 延べ床面積	2, 4 9 2 m ²	
敷 地 面 積	1 1 3, 5 6 7 m ²	

(2) 居室

居室の種類	部屋数 (室)	面 積 (m ²)	1人当り面積	備 考
1 人部屋	7 2	5 8 3. 2	8. 1 m ²	押入れ・テレビ

(3) 主な設備

設備の種類	部屋数 (室)	面 積 (m ²)	1 人当り面積	備 考
食堂	1	1 4 4. 0		
浴室 男性	1	3 6. 0		
浴室 女性	1	1 1. 1		
便所	1 0	1 1 5. 2		
医務室	1	1 8. 0		
静養室	1	1 0. 0		
会議室	1	5 4. 0		
支援員室	3	3 6. 0		

別棟

活動センター	2 階建	1, 479. 4m ²	多目的棟	250. 66m ²	リサイクル棟	89. 66m ²
--------	------	-------------------------	------	-----------------------	--------	----------------------

(4) 居室の変更

利用者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等に相談の上実施するものとします。

5 職員の配置状況

(1) 職員体制

職 種	員 数	区 分				常勤換後の職員	備考
		常 勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
園長	1	1				1 . 0	
サービス管理責任者	2	1	1			1 . 5	
医師	2			2		0 . 1	
生活支援員	3 7	3 7				3 7 . 0	
看護師	3	3				3 . 0	
管理栄養士	1	1				1 . 0	
調理員	6	6				6 . 0	
事務員	2	1	1			1 . 5	

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者 (園長)	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務

サービス管理責任者（支援部長）	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務
生活支援員	早出（7:00～16:00） 早出②（7:30～16:30） 早出③（8:00～17:00） 日勤（9:00～18:00） 前遅出（9:40～18:40） 遅出（10:00～19:00） 夜勤（16:00～9:30）
医師	週1回が、診察日となります。
看護師	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務
調理員	早出1 6月～9月（6:10～15:10） 10月～5月（6:20～15:20） 早出2（7:30～16:30） 日勤（9:30～18:30） 遅出（11:00～20:00）
事務員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務

6 サービス提供内容

（1）介護給付費対象サービス

種 類	内 容
相談及び支援	利用者及びその家族が希望する生活や心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援等を行います。
食事支援	利用者の身体状況や能力、健康状態等に応じて管理栄養士を中心とした栄養マネジメントを実施すると共に適切に食事が出来るように支援します。
入浴	毎日、入浴を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた個別支援を行います。
睡眠	快適に睡眠ができるように支援します。
着脱衣	必要に応じて介助、確認を行います。
整容	個性を尊重しながら適切に支援を行います。
移動	利用者の精神、身体状況に応じて適切に支援を行います。
健康管理	日常生活上必要な健康状態のチェックや服薬、その他必要な医療的管理を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
服薬管理	医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、個々の利用者の状況に応じて、適切な支援を行います。
通院、治療	毎日、健康チェックを行い、必要に応じて医療機関への早期受診に努めます。移送や付き添いが必要な場合は、施設で対応します。
機能訓練	体力、身体機能維持のための、軽運動の機会を提供します。
創作的活動	訓練活動、余暇活動の一環として、創作的活動の機会を提供します。
余暇活動	余暇支援を行うほか、各種イベントを計画します。
土日等の日中支援	土日、祝祭日の日中サービスの生活介護が提供されない日中においても、適切にサービスを提供します。

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事サービス	栄養のバランスと利用者の身体状況に考慮し、バラエティに富んだ食事を提供します。 ＜食事時間＞朝食：7時15分から 昼食：12時から 夕食：18時から
光熱水費	施設利用に係る光熱水費を負担をしていただきます。
被服費	衣類、履物等は原則としてご自分で準備していただきますが、依頼により購入の代行もいたします。
間食	午後の間食を毎日提供します。
金銭管理	現金、預金を施設に預けられる場合、依頼により、金銭管理を行います。
教養娯楽費	教養娯楽に関わる物品等について、負担していただくことが適当な費用は実費を負担していただきます。
理容費	散髪は定期的に行います。
文書発送	依頼により文書をご家庭、関係機関等へ発送、転送いたします。
特別な食事、間食、理容等	施設で提供する以外の特別な食事や間食、地域の理美容店の理容等、依頼に応じて行います。

7 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

項 目	日 額	標準月額
食 事（朝食300円・昼食580円・夕食580円）基本的な食事	1,460円	44,390円
光熱水費（居住にかかるもの）	360円	10,950円
被服費	実費	
間食	50円	1,520円
金銭等管理サービス		1,000円
教養娯楽、旅行等	実費	
理容・美容等	実費	
文書発送	送料実費+20円	
特別な食事、間食、理美容等	実費	
その他日常生活上必要となる諸費用	実費	

※社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(3) その他

利用者が、契約終了後も居室を明渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明渡されたまでの期間にかかる次の料金をいただきます。

- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金

- ・その他受けたサービスの実費

(4) 利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用の月末で締め、翌月の10日までに請求いたします。

請求月の15日に、ゆうちょ銀行の口座から自動で引き落としさせていただきます。

(別途、ゆうちょ銀行への手続きが必要です。)

※15日に引き落としが出来なかった場合は、25日に再度引き落としをさせていただきます。

※現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

8 障害者虐待に係る通報窓口

(1) 三次市福祉保健部社会福祉課障害者福祉係

・所在地 三次市十日市東3-14-1

・電話番号 0824-65-2051 (平日8:30~17:15) FAX 0824-62-6285
080-2935-5175 (休日・夜間)

・Eメール fukushi@city.miyoshi/hiroshima.jp

(2) 三次市障害者支援センター

・所在地 三次市十日市東3-14-1

・電話番号 0824-65-1131 (平日8:30~17:15) FAX 0824-65-1132

・Eメール support@pl.pionet.ne.jp

9 苦情等申立先

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者 サービス管理責任者・支援部長：久保宏子 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 0824-62-5130 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
三次市役所 福祉保健部 社会福祉課	・所在地 三次市十日市2丁目8番1号 ・電話番号 0824-62-6111
広島県の窓口	・広島県健康福祉局障害者支援課 ・電話番号 082-228-2111
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	時間 午前8:30~午後5:00 (平日 月曜日~金曜日) 電話 082-254-3419 FAX 082-250-6183 住所 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内

社会福祉法82条の規定により、本事業所では利用者・ご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えました。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたします。

(1) 苦情解決責任者 ともえ学園 高田孝康 (園長)

(2) 苦情受付担当者 ともえ学園 久保宏子 (サービス管理責任者・支援部長)

(3) 第三者委員 山崎訓子 [社会福祉法人ともえ会評議員] 電話0824-43-3654
近藤幸恵 [社会福祉法人ともえ会評議員] 電話0824-63-7812

苦情解決の体制・手順

(1) 利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受け付け担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みに

ついて周知します。

- (2) 苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

- (3) 苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合をのぞく）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受け付けた旨を通知します。

- (4) 苦情解決のための話し合い苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって、話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

- (5) 苦情解決の記録、報告苦情解決や改善を重ねることによりサービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねます。

ア．苦情受付担当者は、苦情受付けから解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。

イ．苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

ウ．苦情解決責任者は、苦情申出人に改善の約束した事項について、苦情申出人、及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。

- (6) 解決結果の公表利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「ホームページ」等実績を掲載し、公表いたします。

- (7) その他

本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された「広島県福祉サービス運営適正化委員会」に申し立てることが出来ます。

10 協力医療機関

医療機関の名称	子鹿医療療育センター
院長名	淀川良夫
所在地	三次市栗屋町 1 1 6 6 4
電話番号	0 8 2 4 - 6 3 - 1 1 5 1
診療科	精神科・歯科
入院設備	—

11 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに入所者家族、医療機関、市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を迅速に講じます。

12 守秘義務等

- (1) 職員は、事業上知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

13 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	・ 別途定める消防計画により、対応いたします。
避難、防災訓練	・ 別途定める消防計画にのっとり年2回以上の、夜間あるいは昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備等	・ 自動火災報知器 あり ・ 防火扉 あり ・ 誘導灯 あり ・ スプリンクラー設備 あり ・ ガス漏れ報知器 あり ・ 非常通報装置 あり ・ 非常用電源 あり ・ カーテン、布団等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	・ 消防署への届出日：平成16年10月15日 令和4年5月1日変更 ・ 防火管理者 ：久保宏子

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	・ 来訪者は、必ず事務所に立ち寄り来訪を伝え、生活棟への立入許可を得てください。 ・ 宿泊する際には、事前にご相談ください。
外出・外泊	・ 外出、外泊の際は、事前に連絡して下さい。
医療機関への受診	・ より専門科への受診が必要と判断された場合、あるいは受診が継続になる場合や遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・ 全館禁煙です。 ・ 飲酒は可能ですが他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします
貴重品の管理	・ 貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 ・ 自己管理のできない方につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	・ 利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	・ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者にご相談ください。

利用者

私は、本書面に基づいて、事業者から障害者支援施設ともえ学園の利用について重要事項の説明を受け同意しました。

居住地 広島県三次市西河内町 1 0 2 5 0 番地

氏 名

利用者の成年後見人等

私は、本書面に基づいて、事業者から障害者支援施設ともえ学園の利用について重要事項の説明を受け同意しました。

住 所

氏 名

利用者との関係

事業者

障害者支援施設ともえ学園のご利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所	住 所	広島県三次市西河内町 1 0 2 5 0 番地
	名 称	ともえ学園
		園長 高 田 孝 康
	説明者	サービス管理責任者
		久 保 宏 子